

令02原機(科臨)001
令和2年4月17日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
〔STACY(定常臨界実験装置)施設〕に係る
使用前検査申請書記載事項の変更届

〔STACYの更新(第1回及び第2回申請)〕

平成30年4月9日付け30原機(科臨)002をもって申請(平成30年11月30日付け30原機(科臨)015、平成31年4月4日付け31原機(科臨)001、令和元年12月25日付け令01原機(科臨)016及び令和2年3月27日付け令01原機(科臨)025で変更)した使用前検査申請書の記載事項の一部を以下のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

- 1) 申請書記載事項第7号「申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期」の記載を次のとおり変更する。

変更前

7. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期
令和3年9月

変更後

7. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期
令和4年2月

- 2) 申請書記載事項第3号「工事工程表」の別紙—1及び申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項、期日及び場所」の別紙—2の記載を次のとおり変更する。

○別紙—2について

別紙—2（その2）

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 2003274 号	認可 年月日	令和 2 年 3 月 27 日	認可申請 番号	29 原機 (科福開) 008
検査申請 番号	令 01 原機 (科臨) 025	検査申請 年月日	令和 2 年 3 月 27 日	変更 年月日	
工事名	STACY の更新 (第 2 回申請)				
検査対象名		検査項目	期 日	場 所	
原子炉本体 その他の主要な事項 炉室フード		材料検査 据付検査	令和 2 年 11 月 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	東京ニュークリア・ サービス (株) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構 原子力科学研究所	
放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物保管室 (I)、(II) β ・ γ 固体廃棄物保管室		外観検査	令和 2 年 5 月 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構 原子力科学研究所	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 放射線監視設備 作業環境モニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタのう ち実験棟 A 取付箇所ものを 除く) 屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備		外観検査	令和 2 年 12 月 ～ 令和 3 年 9 月 30 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構 原子力科学研究所	

○別紙—2について

別紙—2（その2）

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 2003274 号	認可 年月日	令和 2 年 3 月 27 日	認可申請 番号	29 原機 (科福開) 008
検査申請 番号	令 01 原機 (科臨) 025	検査申請 年月日	令和 2 年 3 月 27 日	変更 年月日	令和 2 年 4 月 17 日
工事名	STACY の更新 (第 2 回申請)				
検査対象名		検査項目	期 日	場 所	
原子炉本体 その他の主要な事項 炉室フード		材料検査 据付検査	令和 2 年 11 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	東京ニュークリア・ サービス (株) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構 原子力科学研究所	
放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物保管室 (I)、(II) β ・ γ 固体廃棄物保管室		外観検査	令和 2 年 5 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構 原子力科学研究所	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 放射線監視設備 作業環境モニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタのう ち実験棟 A 取付箇所ものを 除く) 屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備		外観検査	令和 2 年 12 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構 原子力科学研究所	

2. 変更の理由

試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期及び検査を受けようとする期日について、その後の工程調整に伴い、変更が必要になったため。